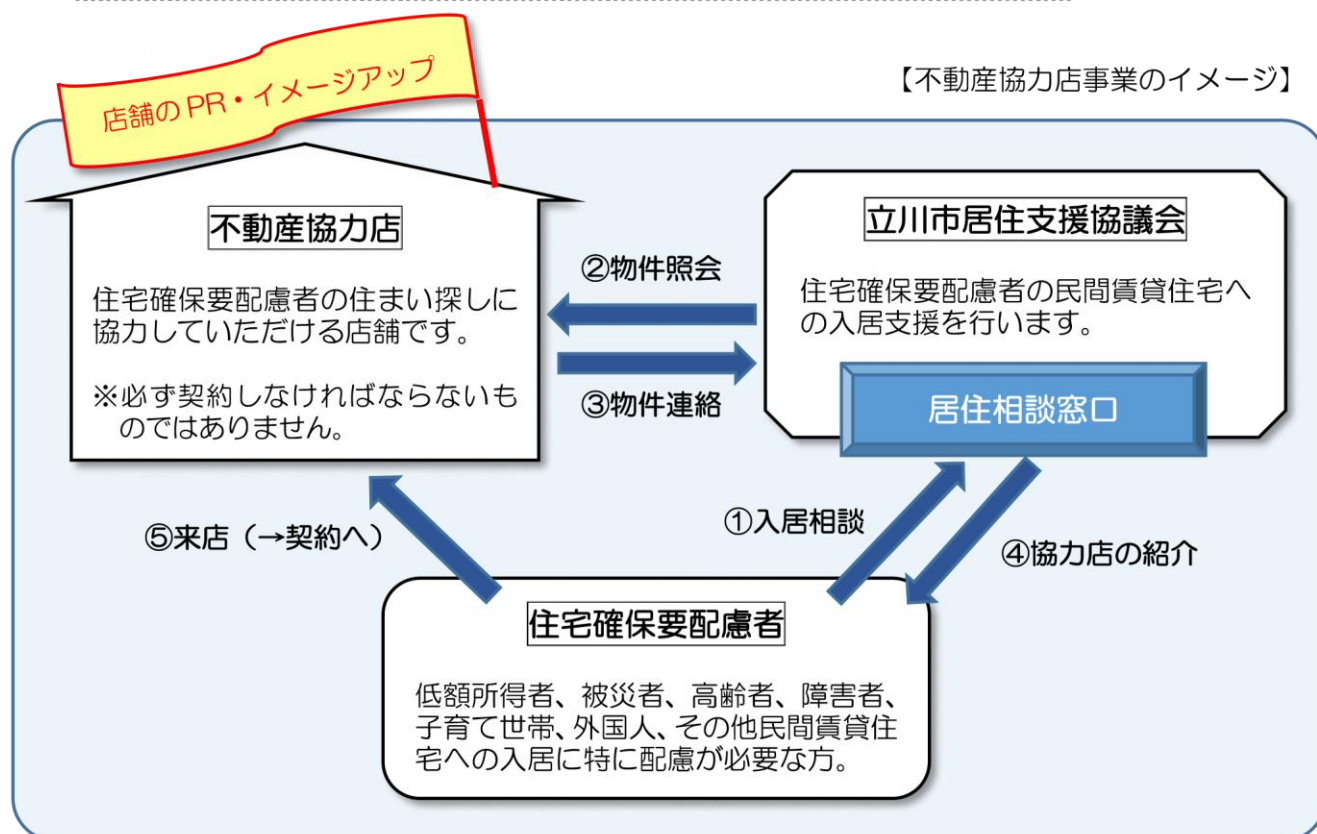




立川市居住支援協議会

不動産協力店事業のご案内

- 立川市では、令和3年9月27日に「立川市居住支援協議会」（以下「協議会」）を設立しました。
- 協議会では、「不動産協力店事業」（事業のイメージは以下のとおり）を実施しています。
- 不動産協力店（以下「協力店」）に登録していただける店舗を募集しています。



■協力店とは

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居にご理解をいただける立川市内の不動産店で、所定の手続きを経て、協力店登録簿に登録された不動産店をいいます。
- 協力店の皆様には、協議会が委託運営する居住相談窓口と連携して、相談窓口の相談者（＝住宅確保要配慮者）のお部屋探しにご協力いただきます。

■居住相談窓口との連携

- 住宅確保要配慮者が相談窓口で入居の相談をします。
- 相談窓口から協力店に、相談者の希望条件等をFAX・電子メール等により連絡します。
- 協力店は、紹介できる物件がある場合は、その旨を相談窓口連絡します。
※ 該当物件がない場合は、ここで終了となります。
- 相談窓口と当該協力店で調整のうえ、相談者に当該協力店を紹介します。
- 相談者が当該協力店に直接伺います。相談窓口の担当者が同行する場合があります。

■協力店登録等の流れ

- ① 「不動産協力店登録申請書」に必要事項をご記入のうえ、協議会事務局（立川市住宅課）へ電子メール又は郵便でご提出ください。
- ② 協議会事務局で協力店登録簿に登録し、協力店に登録通知書を電子メールでお送りします。
- ③ 店舗に掲示する「不動産協力店ステッカー」（PDF データ）を電子メールでお送りします。
⇒ ステッカーを印刷して店舗で掲示してください。
- ④ 協議会ホームページ（立川市ホームページ内）に協力店として店舗の名称、所在地、電話番号等を掲載します。
- ⑤ 相談窓口での相談対応時に協力店登録簿を利用させていただきます。

■登録の条件

- ① 協議会の趣旨に賛同していること。
- ② 「公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部」又は「公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩北支部」に所属している立川市内の不動産事業者であること。
- ③ 次のいずれかに該当しないこと。
 - ・ 宅地建物取引業法の免許を取得していない者
 - ・ 宅地建物取引業法に基づく免許取り消し処分を受けている者
 - ・ 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に登録申請を行っている者
 - ・ 登録を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない者
 - ・ 立川市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者（暴力団、暴力団員、暴力団関係者）

■立川市居住支援協議会の構成団体

- ・ 東京都宅地建物取引業協会立川支部
- ・ 全日本不動産協会東京都本部多摩北支部
- ・ 居住支援法人 株式会社こたつ生活介護
- ・ 立川市社会福祉協議会
- ・ 立川市地域包括支援センター
- ・ 高齢者住宅財団
- ・ 立川市（市民生活部長、住宅課長、福祉総務課長、障害福祉課長、生活福祉課長、高齢福祉課長）



ぜひ登録してください

お問い合わせは…

【立川市居住支援協議会事務局】

立川市 市民生活部 住宅課 住宅相談係

〒190-8666 立川市泉町 1156-9

電話 042-528-4384（直通）

F A X 042-528-4333

メール jutaku@city.tachikawa.lg.jp